

## 第7講 財産犯総説・窃盗罪

### 1 財産犯総説

→省略

### 2 窃盗罪の基本構造

Q73 窃盗罪（235条）の構成要件は何か。

A ①他人の財物を（客体）、②窃取したこと（実行行為＋結果＋因果関係）、③故意、④不法領得の意思である。【P121】

Q74 窃盗罪は何を保護しているか。

A 第1次的には所有権を保護している。

Q75 「他人の財物」とは何か。

A 他人が占有する他人の所有物である。【P122】

Q76 「窃取」とは何か。

A 占有者の意思に反して、自己または第三者に移転させることをいう。【P122】

Q77 覚せい剤など所持が禁止されている禁制品は財物にあたるか。

A 一定の場合には所持できるから、財物にあたる。【P123～P124】

Q78 窃盗罪の既遂時期はいつか。

A 行為者が占有を取得した時点で既遂となる（取得説）。【P128】

☞財物の大小、財物の所在場所、搬出の容易性、窃取行為の態様などを考慮する。

Q79 所有権者が占有者から窃取した場合、どのように処理するか。

A 「他人が占有している」といえる場合には、242条が適用され、他人の財物とみなされるので235条によって窃盗罪となる。

Q80 判例によれば、242条はどのような規定か。

A 所有権侵害はなくても占有侵害のみで窃盗罪の成立を認める規定であり、235条の処罰範囲を拡張する規定である（最決昭和52年3月25日）。

---

Q81 「他人が占有している」とは、どのように解されているか。

---

A 単に占有していれば「他人が占有している」にあたると解されている。【P134】

---

Q82 なぜこのような解釈を採るのか。

---

A 自力救済は禁止されているし、基準として明確であるから。【P134】

---

Q83 所有権者が占有者から窃取した場合、常に窃盗罪が成立するのか。

---

A 取り返す目的の正当性や、手段の必要性・緊急性・相当性を考慮して、社会的に相当といえれば、自救行為として違法性阻却が阻却される。【P134】

---

Q84 ここでいう占有とは何か。

---

A 財物に対する事実的支配をいう。【P136】

---

Q85 事実的占有はどのような場合に認められるか。

---

A ①占有の意思、②占有の事実が認められれば、事実的支配が認められる。【P136】

☞ 甲の占有に関する事実が挙げられているが、これらの事実を単に羅列するのではなく、占有の要件（占有の事実及び占有の意思）に即して、必要かつ十分な事実を整理して論ずることが求められる。【平成27年司法試験採点実感】

---

Q86 占有の事実（②の要件）、どのような場合に認められるか。

---

A 社会通念に従って、現実的支配を直ちにかつ容易に回復することができるといえる場合には、占有の事実が認められる。【P137～P139】

---

Q87 どのような点に着目して判断すればよいか。

---

A ①財物自体の特性（財物の大小、形状、重さ、移動の容易性）、②財物の置かれた状況、③時間的場所的近接性、④置き忘れた場所の見通し状況、⑤被害者の認識・行動に着目して判断する。【P136】

---

Q88 上下・主従関係にあり下位者が財物を握持している場合、下位者には占有が認められるか。

---

A 高度の信頼関係が存在し、ある程度の処分権が委ねられている場合を除き、下位者には占有は認められない。【P140】

---